

仕 様 書

1 件名

データサイエンス活用企業課題解決業務委託

2. 本業務の主旨

(1) 背景と目的

人工知能（AI）をはじめとするデジタル技術の急速な発展が社会や産業に大きな影響を与える一方で、データサイエンティストを含む高度IT人材は世界規模で不足しており、経済産業省の推計によると2030年には最大で約80万人が不足すると試算されている。

こうした課題に対応するため、大学生を主な対象に、市内企業が保有するデータを活用して企業課題や社会課題の解決方法を提案できるデータサイエンティストを育成する。

さらに、市内企業におけるデータ分析等のデジタル技術を活用した経営課題の解決や新事業の創出を図り、雇用機会を充実させることで、若年層の市外転出を抑制する。

(2) 履行移管及び履行場所

履行期間 契約締結日から令和8年3月19日まで

履行場所 市長の指示する場所

3. 業務内容

本業務の内容は次のとおりとし、松山市より特段の指示があればその指示に従うものとする。なお、実施においては、WEB会議等オンラインの活用など、開催方法や回数を松山市と十分に協議を行った上で実施すること。

また、本業務は産学官が連携して実施するものであり、松山市はもちろんのこと、愛媛大学関係者とも綿密に打ち合わせを行うこと。

(1) データサイエンティスト育成講座（以下「講座」という。）

受講生と参加企業がチームとなり、参加企業の実課題に対して、データ分析等のデジタル技術を活用した解決方法のプロトタイプを作成するPBL（Project Based Learning）型の実践講座とする。詳細は松山市と協議の上、決定すること。

- ア. 講座の開催回数・時間数は、受講生と参加企業がプロトタイプの作成に必要な回数等とし、目安として開催数6回・所要時間12～18時間程度とする。
- イ. 講師はデータサイエンスに関する専門家とすること。また、講師の交通費等は受託者が負担すること。
- ウ. 受講生および参加企業の参加料は無料とすること。
- エ. 受講生の募集と選定について、以下の業務を実施すること。
 - 対象は、地元の大学生等で統計学の基礎知識やプログラミング経験を有している者を中心とする。
 - 受講者数は30名程度とする。
- オ. 参加企業の開拓と選定について、以下の業務を実施すること。

- 対象は、原則市内に事業所もしくは店舗等を構える企業とする。
 - 講座で活用できるデータを有し、業務としてデータ分析等を実施していることが望ましい。
 - 参加企業数は3社以上を目標とする。
 - 必要に応じて企業を対象に説明会等のイベントを開催し、広く参加を募ること。
 - 参加企業にはデータサイエンティストによるコンサルティングを実施し、実践的な課題の設定を支援すること。
- カ. 参加企業及び受講生へのフォローを実施し、進捗状況管理業務等について以下の業務を実施すること。
- 参加企業及び受講生に対して講師による助言・指導を行うこと。
 - 参加企業及び受講生との契約関係書類の作成・締結について支援すること。
 - 受講生および参加企業の状況管理及び非常時における対応をすること。
 - 活動状況の定期的な報告を行うこと。
- キ. 業務の効果や課題を検証するため、受講生にアンケートを実施し、集計・分析結果を報告すること。また、アンケートの内容は、事前に松山市と協議すること。
- ク. 成果発表を（2）で定める松山データサイエンティストサミット2026で行うこと。

（2）松山データサイエンティストサミット2026

データサイエンティスト育成講座の成果発表を行うとともに、地方において不足するデータサイエンスに関する情報を発信し、業界で活躍する社会人と大学生等の交流の機会を作ること。

- ア. 対象は受講生、参加企業をはじめ、地元大学生やデジタル技術を活用する企業、社会人等とする。
- イ. 開催時期は講座終了後から令和8年2月までの間とすること。
- ウ. 開催場所は市内とし、会場は受託者が用意すること。
- エ. 参加料は原則無料とすること。ただし、飲食物等を提供する場合の実費相当額を徴収することは差し支えないこととする。
- オ. データサイエンスの現状を伝えるとともに、デジタル技術を活用する市内企業への就業機会につながる企画とすること。
- カ. 業務の効果や課題を検証するため、参加者にアンケートを実施、集計・分析結果を報告すること。また、アンケートの内容は、事前に松山市と協議すること。

（3）過去受講生に対する就職状況等調査

過去受講生に対して、アンケート調査を実施し、就職状況や講座で学んだ経験が活かされているかなど業務の効果や課題を検証する。

- ア. 対象者は令和元年度から令和6年度の受講生とする。
- イ. アンケート項目は就職状況等やデータサイエンティスト育成講座に関する評価等で、松山市と協議の上、決定すること。
- ウ. アンケートは令和8年2月までに実施すること。
- エ. アンケートは集計・分析し、結果を報告すること。

4. 業務の実施方法

(1) 業務の実施体制

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、松山市の承認を受けるものとする。業務計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加又は変更が生じた場合は、速やかに松山市に報告するものとする。

- ① 業務内容
- ② 業務詳細工程表
- ③ 業務実施体制及び組織図
- ④ 業務に従事する総括責任者、業務責任者及び各業務担当者及びその者の主要業務経歴

(2) 業務に関する周知活動の企画・実施

業務のPRや講座の受講者等の募集を効果的に行うため、チラシやSNS等での情報発信を行うこと。

(3) 業務に関する打ち合わせ

契約締結後、ただちに本業務に必要な情報等について、打ち合わせを開始する。業務に関する打ち合わせは、適宜実施するものとし、議事録については受託者が取りまとめを行い、速やかに提出すること。

本業務は産学官が連携して実施するものであり、関係者も多数に及ぶことが想定されるため、松山市はもちろんのこと、大学関係者とも綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度、必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

5. 成果物

下記すべてのデータ及び紙媒体で松山市に提出すること。また、業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに松山市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- ① 実績報告書
※本業務を実施した総括（成果、課題）を明記すること。
- ② 講座及び交流会の参加者名簿（Excel形式）
- ③ 講座及び交流会の写真（JPEG形式）
- ④ 講座及び交流会で実施したアンケート、集計、分析
- ⑤ 募集チラシ（PDF形式）
- ⑥ 講座の講義資料
- ⑦ 4（3）に示した打ち合わせに関する議事録
- ⑧ 過去受講生の就職状況等のアンケート、集計、分析

6. 契約に関する条件等

(1) 一括委任又は一括下請けの禁止等

受託者は、本業務の全部又はその主たる部分若しくは一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合におい

て、あらかじめ、松山市の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(2) 成果物の利用及び著作権

受託者は、松山市が提供または使用を指示した素材を除き、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に対して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

7. その他特記事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 業務責任者

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ本業務を実施する従業員及び責任者を選任し、その氏名等を松山市に通知するものとし、当該従事員等を交替させる場合も同様とする。

また、責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとし、業務の円滑な実施に務めること。

(3) 財産権及び特許権等の知的財産権の取扱

本業務により受託者に生じた成果品に含まれる特許権等の知的財産権は、原則として松山市に帰属する。

(4) 関連法令の遵守

本業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等のその他関連法令を遵守すること。

(5) 事業実施にあつての注意事項

本事業の実施に当たり、適宜、受託事業の旨を明示して行うこと。

(6) 経理区分及び保管

委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し用途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(7) 本仕様書に定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、松山市と協議の上、決定するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

甲・・・委託者

乙・・・受託者

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を始めとする関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(管理体制等の事前通知)

第3 乙は、この契約による事務の責任者及び当該事務に従事する者を明確にし、その管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、甲に、あらかじめ、通知するものとする。なお、変更する場合も、同様とする。

(従事者への周知)

第4 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報保護法又は番号法の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは

作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(報告義務)

第12 乙は、甲に対し、この契約の遵守状況について甲が指示する頻度で定期的に報告しなければならない。

(事故報告義務)

第13 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第14 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないとした場合は、この限りでない。

(実地検査)

第15 甲は、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙における事務の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況を年1回以上、原則として実地検査により確認するものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(勧告)

第16 甲は、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(再委託の制限)

第17 乙は、この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし、やむを得ず第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託するときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、甲の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を当該第三者にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が甲の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を再委託した場合において、甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先に対し、第15に規定する措置を実施するものとし、再委託先はこれに協力しなければならない。

4 甲又は乙は、再委託先のこの契約による事務における個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、再委託先に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第19 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。